

社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団 業務委託一般競争入札 (事前審査型) 要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が発注する業務委託契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 一般競争入札の対象とする業務は、10,000千円以上とする。（以下「対象業務」という。）
一般競争入札の対象としない業務は、理事長が指定したものとする。

(入札の公告)

第3条 理事長は、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告するものとする。

(参加資格)

第4条 入札に参加する者の資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 二 事業団会計事務処理要領第2章第6節第2第1項の規定により埼玉県社会福祉事業団の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - 三 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始の決定を受けている者を除く。
 - 四 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始の決定を受けている者を除く。
 - 五 埼玉県の物品買入れ等に係る一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分に格付けされるとともに、公告において必要とされる業務に関して申請登録している者であること。
 - 六 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - 七 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - 八 埼玉県内に本社・営業所または事業所を有する者
 - 九 入札実施日から過去5年の間に、公告において必要とされる業務に関して、1年間以上誠実に履行した実績があること。
- 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。
- 一 対象業務に対応する業種の発注標準額の業者区分
 - 二 対象業務に対応する業種の格付け、数値表による区分
 - 三 一定の基準を満たす同種・類似業務の履行実績
 - 四 対象業務に配置予定の技術者
 - 五 その他必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第5条 対象業務の執行伺いを所掌する施設長は、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を施設内に設置された入札参加資格審査委員会（業務委託等指名業者選定委員会をもってこれに代えることができる。）に諮り決定する。結果については、本部事務局に報告する。

(公告の方法)

第6条 公告は、各施設が様式第1号により、各施設に掲示するほか、事業団ホームページその他の方法で行うものとする。

(委託業務内容等)

第7条 業務委託仕様書、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「業務仕様書等」という。）は、入札参加希望者は事業団ホームページからダウンロードすることにより入手することができるものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、入札の公告で指定する期限までに一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第2-1号）を添付し、施設長に提出しなければならない。

2 前項に定める資料の様式は次のとおりとする。

- (1) 登録等の状況（様式第3号）
- (2) 同種業務の実績調書（様式第4号）
- (3) その他指定する事項（様式第5号）

3 施設長は、入札参加資格確認申請書及び一般競争参加資格等確認資料を受理したときは、收受印を押印した一般競争参加資格確認申請書（写し）の返却をする。

4 第1項により提出された申請書及び資料（以下本項においては「提出書類」という。）は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出書類の提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類は、入札参加資格審査以外には使用しない。
- (4) 提出書類は、提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

(入札参加申請の審査等)

第9条 施設長は、入札参加希望者の参加資格について、入札参加資格等審査調書（様式第6-1号）を作成し、入札参加資格審査委員会に諮り、入札参加資格者を決定する。結果については、本部事務局に報告する。

2 理事長は前項で決定された入札参加資格者に対して、一般競争参加資格等確認結果通知書（様式第6号）を発行するものとする。

なお、参加資格が「なし」と決定した者については、その理由を付して通知するものとする。

3 参加資格が「なし」と決定した者は、異議があるときは、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。

4 参加資格の有無の再確認が終了しなければ、入札を執行することができないものとする。

(現場説明)

第10条 現場説明会は、原則として実施しないものとする。ただし、希望がある場合は現場見学会を実施する。

(業務仕様書等に関する質問)

- 第11条 一般競争入札参加資格等確認結果通知書において、参加資格が「あり」の通知を受けた者(以下「入札参加者」という。)で、業務仕様書等に関する質問がある場合は、質疑書(様式第7号)により、受付期間内に理事長あてに、ファクシミリで提出するものとする。
- 2 入札参加者に共通する質疑及び回答は、質疑回答書により(様式第8号)は入札参加者全員に周知するものとする。

(入札保証金)

- 第12条 入札参加希望者は、見積金額の百分の五以上の額の入札保証金の納付を行わなければならない。ただし、次の掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 入札参加希望者が保険会社との間に事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 国(公団を含む。)又は地方公共団体等(出資法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) その他前号に準ずる場合であると、理事長が認めるとき。
- 2 入札保証金は、入札後、様式第9号の請求書に基づきこれを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、還付しないものとする。

(入札執行者等)

- 第13条 入札執行者は、施設長が指定した者とする。
- 2 入札執行者は、入札に当たって、他の職員にその執行を補助させることができる。

(入札の準備)

- 第14条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。
- 2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する対象工事の予定価格の封書、くじその他入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札金額積算内訳書)

- 第15条 入札参加者から、初度入札時に入札金額積算内訳書を提出させるものとする。

(入札)

- 第16条 入札執行者は、あらかじめ通知した時間になったときは、開始を告げ入札参加者を順次入室させ、対象業務の名称及び場所を読み上げるものとする。
- 2 入札執行者は、入札前に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写)を提出させ確認することにより、入札参加者が参加資格者であることを確認するものとする。
- 3 前項の確認終了後の入札参加は認めないものとする。
- 4 一般競争入札参加資格等確認結果通知書(写)を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は認めないものとする。
- 5 入札参加者は、1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。
- 6 入札は、入札書(様式第10-1号)に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして、入札箱に投入させなければならない。
- 7 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行するものとする。

(代理人による入札)

第17条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状（様式第14号）により代理人であることを確認しなければならない。

(入札の辞退)

第18条 入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取扱うものとする。

- 一 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第11号）を提出させる。
- 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

(入札書の書替等の禁止)

第19条 入札執行者は、入札参加者がいったん投入した入札書の書き替え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札の取りやめ等)

第20条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(開札)

第21条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

- 2 前項の開札の場合、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- 3 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
- 4 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理するものとし、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比を行わなければならない。
- 5 開札の結果は、入札価格の低いものから順次その入札参加者及び入札価格を発表するものとする。

(入札の無効)

第22条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- 一 入札者の押印のない入札書による入札
- 二 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のない入札書による入札
- 三 金額の訂正のある入札書による入札
- 四 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- 五 入札に参加する資格のない者がした入札
- 六 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- 七 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- 八 他人の代理を兼ねた者がした入札
- 九 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- 十 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- 十一 明らかに談合によると認められる入札
- 十二 虚偽の一般競争参加資格確認結果通知書（写）を提出した者がした入札
- 十三 その他公告に示す事項に反した者がした入札

(再度入札)

第23条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札したものがいないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札は、2回までとする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。ただし、前回の入札において、無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(不調時の取扱い)

第24条 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者がいない場合は、随意契約とすることができるものとする。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとし、希望者から見積書(様式第10-2号)を提出させるものとする。

(落札者の決定)

第25条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定し、様式第12号により通知するものとする。

(その他)

第28条 この試行要領に特別の定めがない事項は、埼玉県社会福祉事業団会計規程によるものとする。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。